

李朝實錄 第十二冊

文宗實錄
端宗實錄

學習院東洋文化研究所刊

李朝實錄第十二冊奧付

昭和三十三年七月二十五日

東京都港區芝南佐久間町一ノ五三

笠井出版印刷社印刷

東京都豊島區目白町一ノ一〇五七

學習院東洋文化研究所刊行

編纂刊行責任者 末松保和

文宗實錄解説

〔一〕 李朝第五代の王なる文宗は、諱は珣、字は輝之、世宗の第一子、太宗十四年（一四一四）十月三日癸酉、漢陽の私第に生れた。母は昭憲王后沈氏、領議政府事沈溫の女である。世宗三年（一四三二）王世子に冊封、世宗二十七年（一四四五）五月、世宗の病により代理して庶務を決し、世宗三十二年（一四五〇）二月十七日壬辰、世宗の薨するに及び、二十二日丁酉、別宮（永膺大君第）に即位した。在位わずかに二年、壬申（一四五二）五月十四日丙午、景福宮の千秋殿に薨じた、春秋三十九。

〔二〕 文宗實錄の編修は薨後まもなく開始されたものの如く、端宗元年（一四五三）正月六日甲子には、その即位より薨去にいたるまでの史臣の史草の、定限收納の規が定められている。

〔三〕 文宗實錄は、世祖元年（一四五五）十一月十日辛巳に成つて進められ、實錄閣に藏せられた。その纂修官は、實錄末尾に列記されている通り（本冊二八五頁）であつて、それは世宗實錄の纂修官と殆ど一致して居り、時間的にも世宗實錄の延長として纂修されたといえる。

〔四〕 世祖十二年（一四六六）十一月十七日乙酉、大司憲梁誠之は、書籍に關する十條を陳じた。その中の一條に、世宗・文宗兩朝の實錄を、新鑄の小活字（乙酉字）にて各三件印出し、以て外三史庫（忠州・羣州・全州）に藏せしめんといつている。しかしこの議は、實現されなかつたらしい。

〔五〕 成宗四年（一四七三）六月八日丁卯、世宗・文宗・世祖・睿宗四朝の實錄がはじめて活字をもつて印出

され、内外の史庫に分蔵された。文宗實錄についていえば、これが最初の印刷本である。

〔六〕 宣祖二十五年（一五九二）に始まる壬辰亂に際して、中央及び地方の星州・忠州兩史庫の既存の全實錄が罹災全滅したこと、ひとり難をのがれたのは全州史庫の實錄のみであつたこと、亂後直ちに（一六〇三）六）全州史庫本によつて覆印事業が遂行されたこと、これらの次第は既刊の諸實錄「解説」にくりかえし記述したとおりである。このとき覆印された文宗實錄は、第二回目の印刷本である。

〔七〕 現存する文宗實錄の最古のものは、上記成宗四年（一四七三）の印刷本で、即ち舊全州史庫本であり、壬辰亂以後、はじめ江華の摩尼山にあり、後に同じく江華の鼎足山に移り、大正初年、京城に移されたものである。十三卷のうち一卷（第十一卷）を缺き、十二卷十二冊。板匡、縦四十一纏、横二十四纏。每半葉十四行三十二字。

〔八〕 現存する第二の文宗實錄は、上記の宣祖末年の覆印本の太白山史庫本と赤裳山史庫本とである。また十三卷のうち一卷（第十一卷）を缺き、十工卷六冊。板匡、縦三十五・一纏、横二十六・二纏、每半葉十六行、行二十七字。

〔九〕 昭和五年（一九三〇）京城帝國大國法文學部の景印本は、太白山史庫本に據つて、それを約二分一に寫眞縮刷したもので、成冊はもとのまま和裝六冊とした。

〔一〇〕 いまここに學習院東洋文化研究所が普及版李朝實錄（第十二冊）の前半として印行する文宗實錄は、財團法人東洋文庫所蔵の京城大學景印本に據り、さらにそれを縮寫して、原本の四頁を一頁に收めたものである。そのほかこの普及版において改めた點は、原本の表紙題箋の一つをもととして内扉をつくつたこと、新た

に活字をもつて毎頁のハシラ（巻次、年月次）を設け、通し頁をつけたことである。

〔一一〕 文宗實錄について特筆すべきは、上述の如く、現存最古本以下みな、第十一卷を缺いていることである。それは内容からいえば、文宗元年十二月と二年正月の二ヶ月の部分である。この一巻の缺失が発見されたのは、宣祖三十三年（一六〇〇）八月の調査においてであつた。當時の報告によれば、第十二卷は表紙題箋のみの第十一卷で、内容は第九卷の覺出であつたという。この錯誤のもとずくところの、一つの場合としては、文宗實錄の最初の印刷製本のとき、表紙題箋をつけあやまつたのかと考えられる。もしもさうだとすれば、他のいずれかの史庫に、題箋は第九卷、内容は第十一卷の一冊があつた筈である。けれども右の發見當時は、すでに他の史庫本はすべて罹災して亡んだ後のことであつたから、それをしらべるによしなく、遂にこの一巻は永久の缺失となつたのである。

端宗實錄解説

〔一〕 李朝第六代の王なる端宗は、諱は弘暉、文宗の第一子、世宗二十三年（一四四二）七月二十三日丁巳、東宮資善堂に生れた。母は顯徳王后權氏、判漢城府事權專の女である。世宗三十年（一四四八）王世孫に封ぜられ、文宗の即位（一四五〇）とともに王世子に冊封、文宗二年（一四五二）五月十四日丙午、文宗の薨するに及び、十八日庚戌、景福宮勤政門に即位した。在位三年、乙亥（一四五五）閏六月十一日乙亥、位を叔父首陽大君（世祖）に禪り、七月十一日甲申、太上王の尊號を受け、世祖三年（一四五七）六月二十一日癸丑、降封して魯山君となり、寧越に置かれ、同年十月二十四日甲寅、其地に賜樂、自縊した、春秋十七。

〔二〕 肅宗七年（一六八一）大君に追封せられ、同王二十四年（一六九八）十一月六日丁丑、復位、諡を純定安莊景順、廟號を端宗、陵號を莊陵とした。

〔三〕 李朝における最初の廢主であつた端宗の實錄は、はじめ「魯山君日記」として編修されたが、それがいつ開始、いつ完了したか不明である。ただ關係事項として知られるのは、世祖元年（一四五五）八月二十七日庚午、春秋館が上言して、文宗實錄のまさに成らんとするにつけ、引續いて壬申（一四五二）五月十五日以後の時政記を纂修せんといひ、可決されていること、またかの世祖十二年十一月十七日乙酉の大司憲梁誠之の書翰に關する上言十條のなかの一條に、壬申（一四五二）より丙戌（一四六六）に至る時政記を編成せんことを請うていることなどである。時政記は、實錄編修の最も重要な資料の一つであること改めていうまでもない。ま

たその間、世祖十年（一四六四）十月十四日甲午には、申叔舟らに命じて「靖難日記」の編修を命じている。いわゆる「靖難」は端宗元年十月の金宗瑞ら討滅の事件であり、端宗實録中、最も重要な部分を占めるべき記録である。かくて世祖の次の睿宗朝に、すでに「魯山君日記」が出来上つていたようである。もしも推定がゆるされるならば、成宗四年（一四七三）六月八日丁卯、世宗・文宗・睿宗・世祖四朝の實録が同時に印刷されたとき、或は「魯山君日記」もまた印出されたのではあるまいかと考えられる。

〔四〕 魯山君日記、即ち端宗實録の現存の最古本は、舊全州史庫本、壬辰亂以後の江華史庫本で、その傳存の次第は既出の諸實録と同然である。十四卷、十四冊と附録一冊。板匡、縦四十一纏、横二十四纏。每半葉十四行、行三十二字。内題は「魯山君日記」とあり、表紙題箋は「端宗大王實録」となっている。この題箋は、追復位後、肅宗三十年（一七〇四）に改印されたものであり、「附録」一冊は、薨去以後、その時（一七〇四）に至るまでの追尊の事實を記録、印刷したものである。

〔五〕 端宗實録の第二の印本は、宣祖末年（一六〇三—一六〇六）の覆印本のうち、太白山史庫本と赤裳山史庫本とである。十四卷五冊と附録一冊。板匡、縦三十五・七纏、横二十五・五纏。每半葉十六行、行二十七字。内題は「魯山君日記」とあり、表紙題箋は「端宗大王實録」とすること、江華本と同じ。「附録」また江華本のそれと同時のものである。

〔六〕 昭和五年（一九三〇）京城帝國大學法文學部の景印本は、太白山史庫本に據り、それを約二分一に寫眞縮刷したものである。十四卷五冊と附録一冊。

〔七〕 いまここに學習院東洋文化研究所が刊行する普及版李朝實録（第十二冊）の後半を占める端宗實録は、

財団法人東洋文庫所蔵の京城大學景印本に據り、更にそれを縮寫して原本の四頁を一頁に收めたものである。そのほかこの普及版で改めた點は、原本の表紙題箋の一つをもととして内扉をつくつたこと、新たに活字をもつて毎頁のハシラ（巻次・年月次）を設け、合冊の文宗實錄に連続する通し頁をつけたことである。

昭和三十二年七月

學習院東洋文化研究所

末 松 保 和

文宗實錄目錄

卷一 庚午即位年 二月(丙子朔).....一

三月乙巳朔.....三

四月甲戌朔.....五

五月甲辰朔.....九

卷二 庚午即位年 六月癸酉朔.....一五

七月癸卯朔.....一七

卷三 庚午即位年 八月壬申朔.....一五

九月壬寅朔.....一七

卷四 庚午即位年 十月辛未朔.....一七

十一月辛丑朔.....一七

卷五 庚午即位年 十二月辛未朔.....一七

正月辛丑朔.....一七

卷六 辛未元年 二月庚午朔.....一七〇

三月庚子朔.....一七〇

卷七 辛未元年 四月己巳朔.....一七〇

五月戊戌朔.....二六

卷八 辛未元年 六月戊辰朔.....二八

七月丁酉朔.....一五

卷九 辛未元年 八月丙寅朔.....二〇

九月丙申朔.....二四

卷十 辛未元年 十月丙寅朔.....三〇

十一月乙未朔.....三六

卷十一 辛未元年 十二月.....(原本闕)

壬申二年 正月.....(原本闕)

卷十二 壬申二年 二月乙丑朔.....二四

三月甲午朔.....二六

卷十三 壬申二年 四月(甲子朔).....二九

五月癸巳朔.....二九

端宗實錄目錄

| | | |
|----------|--------------|-----|
| 目錄 | | 一六七 |
| 卷一 壬申卽位年 | 五月(癸巳朔)..... | 一六七 |
| | 六月壬戌朔..... | 一六八 |
| 卷二 壬申卽位年 | 七月壬辰朔..... | 一六九 |
| | 八月辛酉朔..... | 一七〇 |
| 卷三 壬申卽位年 | 九月庚寅朔..... | 一七三 |
| | 閏九月庚申朔..... | 一七七 |
| 卷四 壬申卽位年 | 十月己丑朔..... | 一七九 |
| | 十一月己未朔..... | 一八〇 |
| | 十二月己丑朔..... | 一八四 |
| 卷五 癸酉元年 | 正月己未朔..... | 一八九 |
| | 二月戊子朔..... | 一九三 |
| | 三月戊午朔..... | 一九六 |
| 卷六 癸酉元年 | 四月戊子朔..... | 一九七 |
| | 五月丁巳朔..... | 一九九 |

卷七 癸酉元年 六月丙戌朔.....三五

七月丙辰朔.....三五

八月乙酉朔.....三六

卷八 癸酉元年 九月甲寅朔.....四〇

卷九 癸酉元年 十月甲申朔.....四〇

十一月癸丑朔.....四一

卷十 甲戌二年 十二月癸未朔.....四一

正月癸丑朔.....四一

二月壬午朔.....四二

卷十一 甲戌二年 三月壬子朔.....四三

四月壬午朔.....四三

五月辛亥朔.....四七

六月(辛巳朔).....四七

卷十二 甲戌二年 七月庚戌朔.....四七

八月庚辰朔.....四七

九月己酉朔.....四八

十月己卯朔.....四八

十一月戊申朔.....五〇

| | | |
|----------|-------|----|
| 十二月丁丑朔 | | 五二 |
| 卷十三 乙亥三年 | | |
| 正月丁未朔 | | 五五 |
| 二月丁丑朔 | | 五六 |
| 三月丙午朔 | | 五〇 |
| 卷十四 乙亥三年 | | |
| 四月丙子朔 | | 五四 |
| 五月乙巳朔 | | 五三 |
| 六月乙亥朔 | | 五五 |
| 閏六月乙巳朔 | | 五五 |
| 附錄 | | 五九 |

寡妹欲決絕務庶幾怡養壽吳天不吊查棄臣曷勝摧恒
 宗威臣察以為大位不可久曠合辭字請勉循與情於景泰元
 年二月二十二日即位念惟爾荷之重暑涉湖冰屬茲初服宜
 布寬條自今月二十二日昧爽以前除雜板大逆謀反守孫謀
 殺欲駕祖父父母妻謀殺夫叔婢謀殺主謀殺殺人盜毒
 斃屍但犯強盜外已發覺未發覺已結正未結正咸宥除之敢
 以有旨前事相告言者以非罪罪之嗚呼庶政志有成規然持
 守雖艱商賴大小臣隣慎守舊章同心協輔水孚于休故茲教
 示想宜知悉○議政府米開安仍請移御于議事廳調理上
 曰安矣抑則子不取○時 王世孫移居于李李甸第特欲
 成朕 上以世孫喪服議諸政府河濟等啟曰世孫年幼然有
 君臣之禮朕斬表為可從之○命遷於犯人職勝犯賊姦詐
 情可恕者犯奸娼妓者疎薄正妻不棄者廢民為賤罪不至死
 不敘用者○設初齋于大慈庵○戊戌告即位于 宗廟社稷
 輝德殿水寧殿○皇甫仁南智朴從愚鄭泰等啟曰請移居處
 次勿起居又小建酒及飯以及大君諸君以終大孝 上曰子
 腰間之釐向愈膝上之釐今無痛惡居處次子不忍為其餘
 予嘗從之仁等更啟曰方今中國大亂我國後門陔備不可不
 慮國家多事未有如今日者也况日本國王使臣亦來 殿下
 思其大事之艱難善為調理以終大孝古人謂武王周公為遠
 孝者以其克終大孝也請 殿下於朝夕莫勿使攝行慎勿棄
 動禮文載朝夕莫及上食皆有 殿下行禮節次者欲為萬世
 通行之禮也今 殿下未寧強從禮文可乎 上曰子當思之
 ○右贊成金宗瑞來自平安道入哭○奉朝野人吾都里都萬
 戶董仁且父子等言曰我等雖本係野人今居會寧府城底與
 平民無異過家 上德位至都萬戶願得喪服服之命製給○
 已亥 上退居廬次○庚子并告計請誼表箋左副承旨李季
 旬往景福宮傳表箋百官白衣烏紗帽黑角帶送于景華館知
 中樞院事李滄中樞院副使奇度奉表箋及 大行王行狀以
 行告計表曰自因薄柩遽遭閔愛難堪茶毒之懷敢謹計告之

禮箋曰自錄薄祐遠罹大憂未堪在疚之哀敢展告終之禮請
 諡表曰賜諡勸忠惟帝王之大典顯親致孝實人子之至情終
 葬思衷仰于天聽伏念臣父先臣諱早承舊服遵守樂邦故事
 朝廷恒克勤於侯度乃嬰疾疹奄水鮮於盛世善稽成規宜請
 諡諡伏望 皇帝陛下敕示終之義垂孤孤之仁遂令貞魂獲
 被寵命臣謹當戴與戴寢思前烈而益虔曰毒曰康祝 皇躬
 於國極箋曰禮莫重於賜諡孝必期於顯親致德早懷膺濟聰
 聽伏念臣父先臣諱慶濬早襲世封惟述職之是履歷事
 累代乃享年之永奄鮮明時若稽告終之儀顯會音特降
 伏望 皇太子卹下教勸忠之典推于小之仁華堂俞音特降
 殊誥臣謹當恒貢千齡之祝戴贊重潤之歌○上謂議政府曰
 予瘞今已向愈朝夕上食予欲出恭食曰請更調理焉走動則
 忍復費 上曰俞○賜贈李右贊成崔士康妻李氏米豆并三
 十石梓榔油范石灰等物○辛丑安平大君啓勸 上重新大
 慈睿又寫佛經進薦冥福 上然之遂議可否于大臣大臣重
 達 上意允議重新便至有殿議蓋以青瓦者司憲掌金金仲
 憲啟臣聞時方印佛經且欲寫經又改造大慈睿佛氏之誕妄
 妄待臣言人平時事佛固無有蓋身後亦豈有益哉且津寬寺
 水陸社則 大行大王為 祖宗重創矣大慈睿改造社 先
 王之志不宜毀沒於初政 上曰印經 父王所命高經則前
 此始為之大慈睿重創為 先王之志且與大臣議之仲憲更
 啟曰臣聞各同所儲聖場而中朝使臣持連繼而來調度恐不
 能支今大慈睿造成供德不贊請停之 上曰國庫虛竭予非
 不知為 上退薦捨金不為何待○繕工提調左獻賢鄭表兵
 曹判書閔伸啟曰津寬寺乃為 先王設水陸之慶故 父王
 欲為重修措辦材木此則名正言順猶可用也此材木改樁大
 慈睿無乃不可乎且此寺今尚完固而致撤重新待從臺諫持
 固爭不可儒生繼踵而起論諫不已恐勞 聖慮 上曰此寺
 欲安佛像之慶聞丹殿剝落故予欲改樁耳等當初重達
 上意略無諫止今豈不知 上意堅確不能從也恐人議已傷

為正論欲以免謗耳○壬寅日掌○掌令鄭之夏朕曰當經印
 經維大行王序命如其非道則何必盡從大憲廢政則雖曰謀
 請大臣如其非理大臣之言豈可盡從合於理雖務堯之言何
 可不從津實寺水陸社為 先王先后而設也其改創材木移
 用於大慈庵佛殿臣等之意以為未便且大慈庵佛殿時嘗完
 固而毀之尤不可也 大行王自痲疾以後凡於佛事無不
 至而無一事有勞佛說之誕妄於此尤為明白今作佛事雖曰
 為 先王追薦以已往之事而推之則斷無利益矣且臣等竊
 聞大憲奄蓋瓦燼造雖役造手之徒然近年連連失農豈無廢
 費 上曰言長故子不盡言追薦之無益子未洞知迫迫之情
 至於此耳之夏朕曰 大行王有疾故敢行佛事今即位之初
 興作佛事造佛像臣等缺望 上曰 昭憲王后時 上教曰
 以精勤而得生則天下豈有死人然使之精勤子所謂未能洞
 知者此也且造佛像非子為之 大行王後官所為子知之而
 已矣之夏朕曰此雖出於迫切之至情然 上意已洞知其誕
 妄矣既洞知其誕妄則宜速停之且後官造佛亦宜止之 上
 曰 先王所為之事以為非之而盡廢數更而詳思之○大行
 王薨後夕宮劇髮為尼者凡十餘人聚各宮各刺繡入于內繡佛
 又於外構集工匠造佛像今僧徒幹其事○守陵官李棟來自紅
 界入哭居廬次○癸卯議政府啟曰病當慎於小愈請須勿
 動 上曰子安矣○司諫院右正言柳孝輝啟曰佛氏誕妄古
 之聖賢論之已極 上雖亦已洞知矣請停造佛印經 上曰
 子未洞知其虛妄但於迫切之情為 父王為之耳別無他意
 昨日宸府已知子意孝輝啟曰善佛有神効臣等亦嘗請行之
 大行王近作佛堂朝夕至誠俟佛且嘗未嘗又集名僧于內
 室以行精勤少無成効昔 昭憲王后時 上與諸大君徹夜
 精勤終不得効臣等蓋知佛氏之美矣必得請與 上曰精勤
 丙寅年有司以精勤無効請奉僧祿得布施 上曰觀夫子之言
 而得生則天下孰有死者乎○司諫院上疏曰竊觀夫子之言
 曰攻乎異端斯害也已蓋異端者非聖人之道而別為一端佛氏

之言比之揚墨尤為近理而多於兩人也然必斥之甚勤開之
 善力則邪說妖妄之說無自而入於其中矣恭惟 主上殿下
 聰明天縱聖教日固已灼知釋氏之誕妄矣當 父王殿下
 病漸瀕留之際 殿下請禱迫切之情無所不用其極今就緒
 徒精勤內室二三晝夜上下勤恤猶不得少延彼佛其謂有加
 彼之力乎其不足信也明矣况今 殿下居憂正當慎終于始
 之日也一依文公家禮不作佛事喪盡其禮祭盡其誠此臣等
 之望也今聞印經造佛糜費不貲臣等缺望不敢緘默矣天地
 生財只有此數民雖勤力南畝一仰於食猶為不足於用况印
 經造佛之費米幾石也布幾匹也京師士女競趨樂勸瞻表
 捨施惟恐不及弊將焉何連年飢歉不免歲荒今年歲事不可
 逆料也追薦佛事雖未罷還止命罷印經造佛之役以副臣僚
 之望 上曰造佛像 大行大王後官所為子非不知也然後
 官以迫切之情而為之子豈忍止之乎印經則 大行大王為
 寡躬已嘗措置子亦近日始知雖欲止之末由也已○掌令鄭
 之夏啟曰造佛創寺寫經印經等事雖曰 先王所為不忍輕
 廢豈可以無益誕妄之事行於印政之初乎且聞青瓦塔造既
 入財力浩繁故我國但於勤政殿恩政照蓋覆而已 文昭殿
 宗廟尚且不能宜可為之於佛宇乎臣等諒我國糧餉古有
 五十餘萬石中間有二十餘萬石全至於一十餘萬石青瓦燈
 籠糜費不貲若不創寺則燈籠之造亦可已也 上曰燈籠則
 非新造也因舊修補耳青瓦財力頗多且君等以為不可故停
 之之夏曰印經則 大行大王已嘗措置臣等未敢強請造佛
 雖曰後官所為然 上已知之則豈可不禁乎請并停之 上
 曰如可聽也豈待屢請乎不能從也○甲辰啟二齋于淨寬寺
 ○三月乙巳朔日掌○朔莫如儀也○集賢殿副提學鄭昌孫等
 啟曰臣等聞造佛寫經與大憲廢改造等事大臣臺諫極言而
 未得蒙允臣等碩特命停罷以從衆論又聞後官多剃髮此後
 古所無高麗崇佛然未聞後官剃髮者至我朝亦未之聞也後
 官雖欲剃髮豈餘不廢而禮為之也 上知之亦不宜輕許伏

望痛禁 上曰佛事 先王時若等極言之而不得請今此等
 事 先王曾已措置予以過切之情焉餘已之况蘇諸大臣等
 行之事冒昧啟曰凡事歸 先王所措置未合理則不必盡
 從臣等以為土木之役大興於初喪誠為未便 宗廟社稷雖
 有傾圮之虞猶不敢修改况其佛宇乎津寬水陸社為 先王
 先后而設也改進之補 先王已曾措置矣然今當圖華山慶
 調費頗多及此時而改進猶為不可也 大慈睿則其初為諸宰
 大君而設也今而改進亦非 先王之命也而開闢完固其可毀
 而改進乎今又增造彩玉臣等諗聞以佛之故而各司所需之
 物鴻濶無遺必將引納乎民矣初修佛宇之費皆由官帑即政之初崇信
 異端而傷財害民德澤不降于下則臣等恐民望缺矣昔書康宮
 雖有一二剃髮如此後官剃髮之多千古以來臣等始聞之矣
 上曰臺諫所言與若等之言無異茲故停青瓦增造燈籠則
 因舊修捕大慈睿非子志也向者 先王印經置于此子亦欲藏經
 于此但狹窄故改進各司所需雜物之虛竭子已知矣然當為

文宗實錄卷第一

七

上薦導之事豈可計其有無乎若未及此時而改進則事必
 稽緩矣後官剃髮 先王尚且不禁止之乎昌孫等更
 啓曰即位之初崇佛非諫非美事也臣等深憤之當今各司奔
 走無非為佛也 大慈睿改進雖謂為 上薦導若有益於薦導
 則臣等亦臣子也安敢止之乎臣等以 昭憲王后與大行
 王時其為誕安蓋著矣或有可格之理則雖一問茅屋誠心事
 之天神猶可格也豈必管延大寺而後威格乎財力之費不可
 勝說况大興土木於初喪乎津寬寺亦當赴山陵後改進 上
 曰若等之言然矣然盡從人之言則安有成事之理乎子前日
 始臺諫詳矣若等豈不聞乎更無若辭初變不可多言若等來
 言故予不悅已而答之耳雖有可言之事子未敢惠言若等其
 退而更思之○司憲府大司憲李承孫等上言曰是非非不兩
 立邪正不並行為國者苟不辨是非分邪正混於所施則政事
 差矣而國非其國矣臣等近將印經高經進佛燭瓦燈籠佛宇
 停罷事由再讀 天聰御書元一事得蒙俞允其餘竟不允許

臣等不勝痛憤臣等切惟佛氏之教本西域之一法倖中國之
 三綱近理亂真遠國蠹民莫此為甚在 殿下明睿之鑑必痛
 照其謬妄宜有信感而歸休者乎第以 殿下之孝思出於天
 性凡所薦導無所不用其極而為之執不感動其誠心矣然而
 臣等以謂唐虞三代佛法未入中國熙熙皞皞禮樂和雍燕之治
 卓冠千古非後世之所能及也三代以下浮屠之說盛佛齊
 明滔天於梁武創寺印經歸依亦不至也而佛惠相仍飯僧齊
 僧祈禱不勤也而年代尤促佛氏之玄獲果安在哉且以本
 朝之事言之或值旱乾或因疫疹哀集繇流殍日折禱天不下
 兩年穀不登病不平安而弓細念遺釋氏之陰助亦安在哉考
 之前昔既如彼驗之當今又如此佛不能禍福於人世也章章
 明審且人主一國之儀表東師四方之報本人主所為一國効
 之京師所尚四方則之况 殿下新登寶位勵精圖治闢異端
 扶正道以新一國之視聽以正四方之儀表此其時也乃何首
 唱事佛之舉以駭眾聽乎臣等慮恐下民之愚易惑而難曉其

文宗實錄卷第一

八

心必曰以 殿下明睿之鑑在此初服尚且尊崇而信事之我
 等何人吝惜財產必將傾家破產焚燒焚頂指未有紀極傷風敗
 俗職此由之非細故也本朝南北有警糧餉不可不儲水旱愆
 期民食不可不蓄也京倉所儲不過十萬必當得不急之務博
 節減省以備不虞之秋也何茲金銀非本國之產而用之於寫
 經燭炳本為兵器而用之於燔珠其他供億之費不可勝記脫
 有饑患驅繼流以兼敵乎販經文以救航乎是不可不慮也事佛
 薦亡明有所徵則凡此所需雖至巨萬萬孰敢吝惜不然則莫善
 停罷節用之為愈也至若大慈一審棟宇塗雲金彩耀日窮奢
 極侈足為識者之恥也何必更起層閣然後為演福之乎乎况
 大行大王為 祖宗欲建水陸社於津寬捨此而移用材木
 於大慈睿可乎我 太祖太宗親觀摩季信佛之禍京中則革
 五教而置兩宗外方則酌寺社而量減之收田民以絕供佛之
 資禁私度以杜為僧之路 大行大王善繼其志屢下沙汰之
 教使邪說不得肆於其間治見佛氏之狀安而為之禁防耳今